

外国人問題に対する政策提言

令和 7 年 12 月

参政党

外国人問題が大きく注目された令和 7 年は、文化的基盤・規範秩序・社会的受容限度をどのように保持しながら自国民と外国人との暮らしを両立させるかという根源的課題が日本に突きつけられた一年であった。

現在、我が国に暮らす約 400 万人の在留外国人は、その多くが遠く祖国を離れ、誠実に働き、法令を遵守し、日本人との調和を図りながら、社会経済活動の重要な担い手となっている。一方、安い労働力を求め中長期的展望なしに実質の移民流入を許してきた政府の施策や、日本のルールを尊重せず社会的摩擦を生み出す一部外国人らの存在は、我が国に扶助費の増大や地域社会の混乱、国民の不安と疑惑、体感治安の悪化等をもたらしている。

人口動態の構造的变化が不可逆的に進行する中、外国人材が今後も一定の役割を果たし続けることを踏まえればこそ、政府は早急にこれまでの外国人政策を見直し、多方面にわたる課題に対して真正面から取り組む必要がある。

我が党では令和 7 年 9 月以降、外国人問題対策プロジェクトチームを立ち上げ、日本人が安心して日々の生活を営み、且つ適法在留外国人が正当に評価されるための政策について検討を重ねてきた。以下、取りまとめた 17 の提言について政府に速やかな対応を求める。

1. 外国人総合政策庁の設置と外国人受入れに関する中長期計画の確立
2. 外国人による不動産取得規制
3. 入国・送還時の水際対策等の出入国管理厳格化
4. 偽装難民防止対策
5. 不法移民・不法滞在・不法就労への取り締まり強化
6. 各種在留資格の見直し
7. 帰化要件の厳格化
8. 各種ビザおよび渡航危険レベルの見直し
9. 治安の悪化対策
10. 外国人への生活保護支給禁止
11. 外国人の医療保険制度利用要件の見直し
12. インバウンド・オーバーツーリズム対策
13. 日本語教育を通じた日本文化・習慣・制度の学習徹底
14. 私学助成や留学生への奨学金問題
15. 来日研究者の身元調査等・先端研究の情報流出対策
16. 外国人による宗教法人制度の悪用防止
17. 原則火葬による埋葬

1. 外国人総合政策庁の設置と外国人受入れに関する中長期計画の確立

我が国の外国人受入れ政策は、長らく労働力不足を補う対応として拡張され、全体を統合する理念と司令塔を欠いてきた。平成5年に始まった技能実習制度は、本来「国際貢献」を趣旨としたものであったが、劣悪な労働環境、高額プローカーの存在、失踪者の大量発生など、制度不備が顕著となった。その後継として制度創設が決まった育成労制度・改正特定技能制度は、受入れ数に明確な上限がないまま運用される見通しであり、政府が「移民政策ではない」と説明する一方で、実質的には人口構造や地域社会に重大な影響を及ぼし得る仕組みとなっている。こうした政策の非連続性と受入れ規模管理の不在は、国内賃金上昇の抑制、地域社会との摩擦、治安・社会保障への負荷といった問題を深刻化させるおそれがある。

政府は令和7年7月、内閣官房に「外国人との秩序ある共生社会推進室」を設置したが、各省庁が個別に担う外国人関連政策を統合し、国民の不安に応える実行力ある司令塔としては必ずしも充分ではない。外国人受入れ、在留管理、社会統合、送還、難民審査、安全保障に関する判断は、縦割りではなく一元的に設計されるべきである。

このような状況を踏まえ、我が党は、出入国管理庁を含む関連部局を再編し、外国人政策を総合的に司る「外国人総合政策庁」を創設することを提言する。同庁は第一に、人口動態・経済情勢・地域の受容力を基礎とした中長期的な外国人比率目標を設定し、育成労制度を含む在留資格体系を総合的に設計する。日本語能力要件、家族帯同要件、生活自立能力、技能水準などを体系的に整理し、無制限な受入れを抑制しつつ、日本社会に適応し自立可能な人材を選択的に受け入れる仕組みへ転換する。人材が極端に特定の出身国に偏ることのないよう調整しながら、日本社会で高い能力を発揮してくれる人材を戦略的に確保する。

第二に、外国人政策の実効性を確保するためには、制度設計のみならず、現場の執行体制の強化が不可欠である。入国審査官、入国警備官、難民審査参与員をはじめとする専門的人材を必要かつ十分に確保し、増加する外国人入国者数・申請件数に対応できる体制を構築することで、不法滞在・不法就労対策、難民審査の迅速化、送還の確実な実施、水際対策の高度化を図る。

第三に、国家としての外国人政策の統合管理を担う新庁は、国・自治体・企業・地域社会との連携を統括し、地域コミュニティの混乱を未然に防ぐ施策を計画的に実行する。外国人が一定規模を超えて流入する地域における生活環境の変化や治安への影響についても、総合的な調査・分析・政策立案を行う司令塔となる。

日本の歴史・伝統文化・価値観を尊重し、国民の安心と秩序を守りつつ、必要な外国人材を受け入れるためには、理念から執行体制までを一体で整えた国家戦略が不可欠である。外国人総合政策庁の創設は、日本社会の安定と調和を守るための最重要課題である。

2. 外国人による不動産取得規制

外国人による日本国内の土地取得については、従来「内外無差別の原則」を形式的に優先し、実質的な規制がほとんど存在しない状態が続いてきた。しかし今日の国際情勢の緊迫化、外国資本の大規模な参入、日本国内における外国人居住者の増加を踏まえれば、土地はもはや私的財産の域を超え、国家安全保障と国民生活の基盤を支える戦略資源として再定義しなければならない。にもかかわらず、大正14年に制定された外国人土地法は、相互主義に基づき外国人の土地取得を制限可能とする理念を有していくながら、平成6年のGATS署名に際して土地取引に留保を付さなかったこと、具体的な制限内容を政令に白紙委任したことにより、実質的に機能を喪失している。制定から100年が経過し、当時とは比べ物にならない規模と速度で外国資本が日本の国土に浸透している現状を直視すれば、同法の再生と新たな法体系の構築は喫緊の国策である。政府はGATS第21条に基づく特定約束の修正を加盟国に求めるとともに、外国人等の土地取得に関する審査を行いその可否を判断する第三者機関を設けるなど白紙委任部分を改正しながら国土を守るための実効性ある法規制を定めるべきである。

外国資本による土地取得は、防衛施設周辺や国境離島といった従来の懸念領域にとどまらず、農地、水源地、森林、港湾・空港、通信・電力など国家機能を支える基盤やその周辺へも確実に拡大しており、場合によってはそれに与する日本人および日本企業が隠れ蓑となる場合がある。軍事・食料・水・エネルギー・情報といった国家存立の核心に関わる資源が国外勢力の影響下に置かれれば、我が国は無血のまま主権を侵食されかねない。しかし現行の重要土地等調査法は対象地域が限定的で、取得方法の多様化もあって実態把握が追いついていない。したがって、同法を改正し、農地・水源地・重要インフラ周辺を新たに注視区域として追加し、取得・利用の両面について厳格な調査・監視を行う体制へと強化する必要がある。さらに、安全保障上重大な懸念がある場合には、内外無差別の原則を損なうことなく、国が収用・買戻しを行える規定を整備し、国土防衛の最後の担保とすべきである。

あわせて、近年、日本の不動産を対象とした多額の現金による一括購入が相次いでいる実態を踏まえ、当該資金の流れや資金源について違法性の有無を適切に調査・検証し、資金洗浄等のリスクを未然に防止するための実効的な対策を講ずるべきである。加えて、投機目的の売買によって引き起こされるマンション価格高騰等を是正するため、現下横行する不動産を巡るマネーレースの抑制策を他国の政策も参考にしながら整える必要がある。

国土は一度失えば取り戻すことのできない国家の根幹であり、住まいは国民生活の安心の基盤である。政府は、法改正と制度整備を迅速に進め、国家主権の防衛と国民生活の安定を確保する実効的な土地規制体制を早急に構築すべきである。

3. 入国・送還時の水際対策等の出入国管理厳格化

政府は不法滞在者ゼロプランを掲げるが、現場人員の不足や送還忌避者の増加により、実効性は十分とはいえない。観光立国政策による訪日客の急増や、新たな育成就労制度の導入により、入国審査・在留管理・不法滞在対策・難民保護などの業務は今後さらに逼迫することが予想される。このまま受入れ規模のみ拡大すれば、水際対策が機能不全に陥る危険がある。そこで、第一に国際的な情報共有を前提とした入国前安全審査を強化し、電子渡航認証制度（JESTA）を早期に導入すること。第二に、日本国内で犯罪を犯した外国人については、より厳格な基準を設けて確実に送還を行うとともに、いわゆるアンカーベビー対策として、子どもの存在のみを理由とした在留特別許可の申請は認めないものとすべきである。さらに、暴力的な抵抗等により送還を忌避する者への対応として、民間航空会社に対するインセンティブの付与および危険軽減策を講じた上で、出入国管理法に「航空運送事業者の協力義務条項」を追加するなどの措置を講じ、妥協を許さず毅然とした姿勢を示すべきである。第三に、出入国管理庁の所掌を前述の「外国人総合政策庁」に統合し、政策立案から現場運用まで一元的に指揮できる体制に再編することを提案する。これにより、国民の安全と秩序を守りつつ、真に必要な人材・観光客を選択的に受け入れる水際体制を構築すべきである。

4. 偽装難民防止対策

難民認定制度は真に庇護を必要とする者を保護するための重要な仕組みである一方で、かねてより就労目的や送還回避のための濫用申請が問題視されていた。ブローカーや送り出し機関が「長期滞在・就労の手段」として難民申請を宣伝し、再申請を繰り返す例も後を絶たない。この結果、真の難民の審査が遅れるとともに平均して2年半程度要するという申請期間を通し申請者の生活を支えるため貴重な税金が使われている。については、第一に難民調査官の大幅増員と専門研修の充実により、事実調査能力と面接技術を強化すること。第二に、難民申請は原則1回のみとし、明らかに条約上の難民該当性がない申請については審査棄却後速やかに送還する。ただし、新たな事実に基づく明確な理由がある場合に限り再申請を認めることとする。第三に、ブローカーによる偽装申請勧誘を取り締まるため、虚偽支援に対する罰則と行政処分を強化し、送出国との情報共有も進めることを提案する。同時に、紛争や迫害から逃れる真の難民については、保護措置や生活支援を従来通り十分に行い、人道支援と治安維持の両立を図る制度へ再構築すべきである。

5. 不法移民・不法滞在・不法就労への取り締まり強化

不法滞在・不法就労の蔓延は、治安不安の増大だけでなく、公正な労働市場や適正な賃金水準を損ない、真面目に働く外国人への偏見をも助長する。政府は不法滞在者ゼロプランを策定したが、それを取り締まる現場人員や財源は十分でなく、摘発・送還が追いついていないのが実状である。また、外国人による不適正ヤード（資材置き場・作業場）では、無許可・無届によるヤードの設置、騒音公害、不法投棄の問題を抱えており、この不適正ヤードが不法滞在・不法就労の温床となっている疑念がある。更にはこれら不適正なヤード事業者が

破格の低価格で仕事を受注し、真面目に行っている事業者の業績に影響を与えていた。ついで、第一に警察署・出入国在留管理局・労働基準監督署の連携を強化し、ヤード等を含め不法就労者を雇用しているおそれのある事業者への立ち入り調査権限を司法警察職員に与え、違反事業者への罰則は事業免許剥奪を含め厳罰化すること。第二に、在留カード・雇用契約・賃金台帳等のデジタル一元管理を進め、不法就労の疑いがある事案をAI分析により早期に抽出する仕組みを構築すること。第三に、在留カードの常時携帯義務に違反した者の取り締まりを一層強化し、提示に応じなかった場合の罰則を厳格化する等により、公正な労働市場の人材確保と治安維持を両立させる実効的な体制を整える必要がある。

6. 各種在留資格の見直し

在留資格「技術・人文知識・国際業務（技人国）」は本来、高度・専門人材の受入れを目的とした制度であるが、近年は人手不足を背景に、飲食、宿泊、物流など単純労働に近い職種にも広く利用され、制度趣旨との乖離が深刻化している。書類審査中心のため職務実態の確認が困難で、名目上の「企画」「管理」を装った雇用も多い。結果として、日本人の賃金低下や、技人国を経由した永住・帰化の質の低下、入管制度全体への国民の不信を招く構造となっている。

まず国は、実質的に無制限な移民受入制度と化している当該制度の運用実態を徹底的に調査し、本来の高度人材受入れという目的と合致した制度へと抜本的に見直すべきである。特に、日本語能力について明確な要件を法令上位置付け、客観的な試験等の基準を設けることが不可欠である。あわせて、その他の在留資格についても本来の制度目的と実態との乖離が生じていないか総点検を行い、必要な是正措置を講ずるべきである。

7. 帰化要件の厳格化

帰化によって日本国籍を取得した者は、選挙権・被選挙権を有し、公務への就任も可能となるため、日本国への理解と歴史・伝統文化・価値への尊重、そして日本語を用いて自立的に生活する能力が不可欠である。しかし現行制度では、日本語能力や日本国への帰属意識に関する要件が法令上明確に規定されておらず、諸外国と比較しても極めて曖昧なまま運用されている。多くの国が国籍取得に際して、憲法・歴史・社会制度に関する知識試験や忠誠宣誓を課している国際的な標準を踏まえれば、我が国も同様に、日本国憲法・法秩序・歴史・伝統文化・社会制度に関する基礎知識を問う国籍取得試験を導入するとともに、国旗・国歌の尊重、日本国および国民との調和を公式に誓約するセレモニーを制度化すべきである。また、日本語能力については、日常生活や就労に支障のない水準を法令上明確化し、標準化された試験によって客観的に確認することが求められる。

加えて、現行制度では永住許可に求められる在留期間要件より、帰化に必要とされる在留年数要件のほうが緩いという逆転現象が存在する。これは、日本国籍が本来持つべき重みを損ない、国民からの信頼を低下させるおそれがあり、制度全体の整合性をも欠くものである。したがって、帰化申請に際しては原則として「永住者の在留資格で5年以上の居住実績があ

る者」を必須要件として位置づけ、あわせて国民健康保険料や各種税の納付実績など、社会的義務の履行状況を客観的に評価する仕組みを導入し、制度を厳格化する必要がある。これにより、日本国籍の取得が 適切な責任と社会的貢献を伴うものであることが制度として明確になり、国籍制度に対する国民の信頼を回復・強化することが期待される。

8. 各種ビザおよび渡航危険レベルの見直し

中国人富裕層向け 10 年間有効の観光ビザ新設は、消費拡大による経済効果が期待される一方、不動産の投機的購入による地価・家賃高騰や医療目的の長期滞在による医療資源圧迫など、負の影響が懸念されている。また近年、いわゆるクルド人問題としてトルコ国籍の外国人による就労目的の難民申請制度悪用や高い犯罪検挙率が地域住民の不安を増大させている。中国人富裕層向け 10 年ビザ構想は速やかに凍結し、トルコに対する査証免除は少なくとも JESTA 導入まで一時停止すべきである。

また、中国では日本人学校や日本人を狙った襲撃事件、反日デモ、日本人の不当拘束などが相次ぎ、日本人の安全に対する危険性が高まっている。既に渡航危険レベルを引き上げている米国や豪州、韓国等と同様、我が国も中国全土への危険情報を速やかに引き上げ、在中国日本大使館・総領事館を中心に、邦人登録制度の活用や緊急連絡網の整備を強化し、事件・事故時に迅速な連絡と避難支援ができる体制を構築すべきである。中国政府に対しては外交ルートを通じ、邦人保護の徹底と、反目的な誤情報・憎悪扇動の取り締まりを強く求めることを提案する。日本人の生命・身体・財産を守る観点から、経済関係に過度に配慮した危険性の過小評価を改め、現実に即した危険レベル設定を行うべきである。

9. 治安の悪化対策

特定の国・地域出身者が急速に集住する地域では、ごみ出しや騒音等の生活習慣の違い、言語の壁による意思疎通の不足から、地域住民との摩擦が生じやすい。外国人犯罪の報道が繰り返されることで、実際に集住が進んでいない地域でも不安感が広がっている。こうした状況を放置すれば、外国人への偏見と地域分断が進み、治安対策も後手に回る。そこで、第一に各自治体に外国人対応のための専門部局を設けて警察との連携を強化するとともに、外国人集住地域を中心に、自治体・警察・地域住民・外国人代表が参加する協議会を設置し、地域ルールの周知や生活相談、災害時の対応やトラブル予防を一体的に進めること。第二に、デジタル技術を活用した多言語相談支援や通訳体制を強化し、軽微な違反から重大事件まで迅速に対応できる環境を整えること。第三に、先進的な取組を行う自治体のモデル事例を国が収集・分析し、補助金や交付金を通じて全国に横展開する制度を構築することを提案する。治安悪化を未然に防ぎつつ、法令遵守を徹底することで、日本人住民と適法滞在外国人の双方が安心して暮らせる地域社会を実現すべきである。

10. 外国人への生活保護支給禁止

難民申請者等への保護費支給が急増し、補正予算を必要とする事態が生じていることは、外国人増加に伴う財政負担がすでに無視できない水準に達しつつあることを示している。しかし政府は、外国人受入れに伴う社会保障負担の総額を依然として試算しておらず、国民的議論の前提となる基礎データが欠如している。また、生活保護法が生活保護の対象を「日本国民」と明確に規定しているにもかかわらず、昭和 29 年の厚生省社会局長通知によってこの原則が事実上無効化され、多くの外国人に生活保護が準用されている現状は、制度の根幹に大きな矛盾を抱えている。

外国人が日本で永住権を得るには、安定した収入があること、公的扶助を過去に受給していないこと、住民税等の滞納がないこと、社会保険・国民健康保険・年金の加入・納付に不備がないことが前提とされている。にもかかわらず、永住者等が恒常に生活保護を受給している現状は、制度趣旨とも整合せず、国民の理解を得ることも難しい。例外的に支給を認めるのであれば、居住年数や納税実績などを総合的に判断し、厳格な条件と期間的制約を設けることが不可欠である。そこで、第一に外国人への生活保護・準保護費、医療扶助、住宅扶助などの支給状況を在留資格別・自治体別に詳細に集計し、公表することを求める。第二に、外国人への生活保護適用を一部の例外を残して原則認めない方向で制度を見直し、一時的な人道支援や帰国支援を中心とする枠組みへの転換を図るべきである。

限られた財源をまず困窮する日本国民の生活保障に充てるという生活保護制度の原点に立ち返り、外国人受入れ規模や在留資格設計の見直しと一体で、持続可能な社会保障制度を構築していくことが求められる。

11. 外国人の医療保険制度利用要件の見直し

欧米諸国では移民増加に伴う財政負担や治安悪化を背景に、受入れ制限や制度見直しが相次いでいる。我が国でも同様の兆候が見られ、政府は外国人労働者受入れによる経済効果や社会負担について総合的具体的試算を行っていないが、公的年金については第 1 号被保険者全体の収納率が 84.5% であるのに対し、外国人は 49.7% と著しく低い水準に留まっている（令和 6 年度）。また、国民健康保険料収納状況をシステム等で把握できる約 150 自治体に実施した聞き取り調査では、国保収納率が全体 93% に対し、外国人に限ると約 63% と低く、制度の持続可能性に深刻な懸念が生じている（令和 6 年度）。

このような状況を踏まえ、第一に、外国人の税・社会保険料納付状況、医療費未払い、生活保護・児童手当等の受給状況を在留資格ごとに詳細に調査し、国民に公表することが不可欠である。財政負担の実態を可視化せずに受入れ規模だけ拡大する政策は無責任である。第二に、公的医療保険の悪用を防ぐため、来日直後の数年間は民間保険を活用させ、以降は一定期間の就労と税金等納付実績を国保加入・給付の要件とする制度へ再設計すべきである。第三に、納付を誠実に行う外国人と恒常的滞納者との公平性を確保するため、在留更新時の審査において、税・保険料の納付状況をより重視し、滞納が常態化している者には一定期間の猶予・督促の上更新を認めないと厳格に対処すべきである。

国民皆保険を堅持しつつ、外国人受入れとの適切なバランスを確保するためにも、財政負担を正確に把握し、持続可能な制度改革を進めることが求められる。

12. インバウンド・オーバーツーリズム対策

インバウンド増加は経済効果を生む一方、オーバーツーリズムにより交通渋滞、騒音、マナー違反、自然・文化財の毀損、物価高騰などの弊害をもたらし、観光に直接関わらない住民の負担感・不満が高まっている。これを是正するため、第一に JESTA の手数料を変動制とし国内に置ける来日外客数を適正に管理するとともに、その収益の一部を観光地のインフラ整備や環境保全、地域住民への還元事業に限定して利活用することを提案する。第二に、地元住民の観光意欲を喚起するため寺社仏閣等観光資源の利用料金について優遇を認める「二重価格制度」を促進するとともに、来日外客による経済効果を調査・分析し、利益最大化のための戦略的な地域別国際プロモーションを展開する。第三に、観光客の特定地域への集中を避けるため、地方の文化体験や自然観光へ分散させる「多層的観光戦略」を推進し、住民・事業者・行政が協働して策定した「調和ルール」を多言語で周知・徹底することを提案する。観光立国と住民生活の質を両立させるための新たなルールづくりが必要である。

13. 日本語教育を通じた日本文化・習慣・制度の学習徹底

在留外国人の増加により、地域社会や学校現場では多文化共生の重要性が高まっているが、日本にやってきた外国人が日本語を学び、我が国の伝統文化や習慣、制度を深く理解し、私たちの社会に溶け込む社会的統合こそ重要である。日本語教師・支援者の不足や自治体間格差により、外国人が生活者として必要な日本語と社会常識を身につける環境は十分とはいえない。とりわけ、子弟への教育が不十分となれば、家族単位の定住や地域社会への参加を妨げることはもちろん、欧米で社会問題化している移民2世3世のギャング化が日本でも大きな問題となりかねない。そこで、第一に日本語教育を柱とする教育体制の充実へ向け、国として中長期計画と予算を確保すること。第二に、ICTを活用したオンライン教材や多言語支援ツールを整備し、日本の伝統文化・制度を学べるコンテンツを全国どこからでも利用可能とし、ベルギーのように一定の語学水準に達しない者へのペナルティーを課すなど、日本に暮らす外国人の語学水準の向上のための施策を構築すること。第三に、外国人児童生徒の多い地域への重点配分を行い、日本語指導と学習指導・生活支援を一体で提供する体制を構築することを提案する。併せて、日本語教師の資格制度の整備や待遇改善を進め、学校・地域・職場が連携した支援ネットワークを形成することで、外国人が日本語を通じて社会ルールを理解し、地域の一員として自立・貢献できる共生社会を実現すべきである。

14. 私学助成や留学生への奨学金問題

外国人留学生数は増加傾向にあり、その約4割を中国人留学生が占めるなど、国籍構成の偏りが顕著となっている。少子化により定員割れに苦しむ大学が経営上の理由から留学生受入れを拡大している側面もあり、安全保障上センシティブな研究分野を有する大学では、技術流出や研究情報管理の観点から懸念が高まっている。また、私学助成や返済不要の奨学金が、結果として外国人留学生の誘因となり、日本人学生が経済的理由で進学を断念する状況も看過できない。については、第一に大学ごとの留学生数・比率・出身国を把握し、公表を義務付けたうえで、安全保障の危険性に応じた管理体制の整備を求める。第二に、初等中等高等教育それぞれの私学助成について外国人学生比率を勘案した配分ルールを設定するとともに、大学入試において中国語受験の優遇措置を抑制すること。第三に、返済不要の外国人向け奨学金は日本人学生が各国で恩恵を受けている水準に合わせて過度な給付とならぬよう見直し、意欲がありながら経済的理由で進学困難な日本人学生に対して無利子奨学金を希望者全員に貸与できる体制や、公務に就く者の奨学金返済免除制度を整えることを提案する。留学生受入れの適正化と日本人学生支援の強化を両立させ、高等教育の質と国益を守るべきである。

15. 来日研究者の身元調査等・先端研究の情報流出対策

高度専門職など高度人材の受入れは、わが国の競争力強化に資する一方、中国の国防動員法や国家情報法など特定国の法律により在外自国民が情報収集などへの協力を義務付けられている現実を踏まえると、先端技術や安全保障関連分野における情報流出の危険性は無視できない。実際、諸外国では中国人研究者・留学生に対するビザ審査の厳格化が進んでいるが、日本では学歴・年収等の形式要件さえ満たせば、高度専門職として短期間で永住許可申請が可能となっている。そこで、第一に高度専門職の審査において、犯罪歴や就労内容の妥当性に加え、研究分野の安全保障上の懸念や関係機関との関連性を評価するセキュリティ審査を導入すること。第二に、特定国籍については、出入国管理上の裁量として、ビザ審査を他国同様に厳格化し、その理由を正確に説明すること。第三に、高度人材ポイント制による永住優遇措置に、特段の功績・業績や日本社会への具体的貢献要件を追加し、単なる在留年数や年収のみでは永住許可を与えない仕組みに改めることを提案する。これにより、眞に日本の産業・学術に貢献する人材を受け入れつつ、スパイ防止法との連動により安全保障上の危険性を最小化すべきである。

16. 外国人による宗教法人制度の悪用防止

宗教法人制度は、日本国憲法により保障された信教の自由の具体的実現手段として、宗教活動の円滑な遂行を支える重要な制度である。一方で近年、宗教法人制度や「宗教」の在留資格が、不正な資金移動、不動産取得の隠れ蓑、在留資格維持目的、さらには特定の思想・価値観の浸透活動などに悪用される懸念が高まっている。宗教団体は寄附金等の現金取引が多く、資金の流れが不透明になりやすい構造を有しており、海外資金の不正流入の温床となる危険性も否定できない。

また、「宗教」の在留資格は、本来報酬を伴わない純粋な宗教活動に従事する者に付与されるものであるが、実態の乏しい宗教活動を装い、就労規制の回避や長期滞在の足掛かりとして利用される事例も懸念されている。

こうした事態を防ぐため、一定規模以上の宗教法人に対する会計の透明化や第三者監査の導入、設立時および運営時における代表者の国籍、資金の出所、実質的な宗教活動の有無に関する厳格な確認が必要である。併せて、入管・警察・文化庁等の関係機関の連携を強化し、不正な在留や資金移動への対処体制を構築すべきである。もとより、過度な規制は正当な宗教活動を萎縮させる危険もあることから、信教の自由との慎重な均衡を確保しつつ、法の下での公正な制度運用を徹底することが求められる。

17. 原則火葬による埋葬

日本の埋葬は火葬率 99.98%に達し、土葬は 0.02%にすぎない（令和 6 年度）。そのうち土葬事例の大半は妊娠 4 か月以降の死産による死胎であり、一般的に想起される土葬は実質ほぼ存在しないのが現状である。昭和 23 年の墓地埋葬法制定以降、感染症の蔓延を防ぎ公衆衛生を守るための火葬へ国民理解が浸透したこと、自治体が条例で土葬を制限してきた結果であり、国民生活の基盤として定着してきた。しかし近年、一部地域においての宗教的要望として土葬墓地整備の要望が上がり、地下水汚染、農業用水への影響、墓地が呼び水となる集住への不安など、地域社会や地元住民との摩擦が生じている。

我が国は国土が狭い上湿度の高い土壌である上、日本を襲う災害は年々激甚化頻発化し、頻繁に土砂災害や地面の陥没、津波浸水・液状化現象に見舞われている。墓地が被災すれば遺体の露出や衛生環境の悪化も懸念され、腐敗防止のためのエンバーミング技術者も不足していることから、新たな土葬体制の構築は財政面・人的面の負担を地域に押しつける結果となる。宗教的多様性への配慮は必要であるが、公衆衛生、国民多数の安全、社会的調和を損ねる要求に容易に応じるべきでない。以上を踏まえ、今以上の土葬墓地の新設は認めず、墓地埋葬法を改正して原則火葬とし、日本で人生を終える場合は国内での火葬か、日本在留中に費用を積み立てた上で母国へ遺体搬送するかの二択であることを明確化させ、来日時の同意を義務付けるべきである。